

4週8休工事実施要領

第1条 目的

大阪府都市整備部では、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ「公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保」を目指すため、建設業界における若手技術者の離職対策や新卒者が入職しやすい職場環境づくりを支援する取組みとして、「4週8休工事」の積極的な推進に取り組む。

第2条 対象工事

原則、全ての工事

ただし、以下の工事は除く

- ・緊急に対応することが必要な工事（災害復旧工事、単価契約工事等）

第3条 発注方式

1 発注者指定型（原則、全ての対象工事）

発注者が、4週8休に取り組むことを指定し、労務費等の補正を当初設計より計上する方式

2 受注者希望型

受注者が、現場着手前に発注者に対して4週8休に取り組む旨を協議した上で取組み、達成状況に応じ、労務費等の補正を設計変更で計上する方式

3 労務費等の補正を行わないもの

- ・国から補正実施の通知がないもの
下水道施設のプラント機械・電気・電気通信設備工事（ただし、補修工事を除く。）
- ・現場作業が1週間未満の工事

第4条 定義

1 4週8休

原則、土日・祝日を休日とするが、対象期間内において、4週8休以上の現場閉所が確保されている状態。

※ 港湾工事においては、4週あたり8休が確保されている状態。（土曜日に始まり4週目の金曜日で終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日で終わる4週間を2期間目として、それぞれの期間に8日間の現場閉所が確保されている状態。）

2 対象期間

工事着手日から完成通知日までの期間とする。ただし、次に掲げる期間は対象期間から除く。

- イ 準備期間
- ロ 跡片付期間
- ハ 年末年始休暇（6日間）
- ニ 夏季休暇（3日間）

第5条 労務費等の補正

1 発注者指定型

労務費等に対して別表「労務費等の補正係数」のうち、現場閉所状況が4週8休の係数を乗じた補正を行い当初設計金額を算出する。ただし、4週8休（現場閉所率28.5%以上）の達成が見込まれない場合は、その達成状況に応じて4週7休及び4週6休の補正率により変更契約する。

なお、現場閉所率が21.4%未満の場合は、当該補正分を減額変更する。

2 受注者希望型

受注者の取組状況に応じ、別表「労務費等の補正係数」を乗じて契約変更を行う。

ただし、工事（現場）着手前に4週8休に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。

※港湾工事については、4週8休が達成した場合のみ補正する。

別表 労務費等の補正係数

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週8休 (28.5%以上)	4週7休 (25.0%以上28.5%未満)	4週6休 (21.4%以上25.0%未満)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.01
現場管理費率	1.05	1.04	1.02

(現場閉所率) 対象期間内の現場休工日数÷対象期間内の日数×100(%) (小数点2位切捨て)

※市場単価は、補正の対象としない。

※機械設備工事（設備補修工事を含む。）については、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正を行う。（ただし、下水道施設のプラント機械設備工事を除く。）

※営繕工事、建築設備工事については、労務費のみ補正する。（適用時期については別途通知）

※港湾工事については、労務費のみ補正する。

第6条 適切な工期設定

積算基準に基づき施工量に応じた必要日数を算出し、不稼働日数や準備・跡片付期間を含めた工期算定を行い、適切な工期設定を行う。

第7条 工期の変更

工期の変更理由が下記に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ・設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
- ・設計図書で明示されていない施工条件について、予測することのできない特別な状態が生じた場合
- ・工事の施工を一時中止させた場合

第8条 発注方式の指定

対象工事については、入札公告に「発注者指定型」、「受注者希望型」又は「補正対象外」を明記する。「発注者指定型」の案件は、見積参考資料に補正係数を記載する。

第9条 留意事項

4週8休工事の実施に当たっては、以下の項目に留意するものとする。

- 1 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- 2 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。

第10条 その他

受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、「大阪府入札参加停止要綱」「建設工事請負契約書」に基づき厳正に対応する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。